

2021年3月15日

エディターズ・キックの導入について

『社会福祉学』編集委員会

近年『社会福祉学』への投稿論文において、投稿論文に記入すべき基本的な事項が記載されていないなど、査読を依頼する以前に「掲載不可」とすべき論文が増加している。学術雑誌の編集においては、担当者が投稿論文をその雑誌の性質や掲載される論文に求められる水準に合致しないと判断した場合には、その投稿論文を「受付不可」として審査を終了する「エディターズ・キック(“editor kick”ないしは“editorial kick”）」の制度を設けて、査読を依頼する以前に「掲載不可」とすべき論文に対応することがある。

例えば公益社団法人日本心理学会は、学術論文として査読手続きに進めることが不適切と思われる論文の増加に対応するために、「通常の査読プロセスに進む前に不採択の判断を行う手続き」として、編集委員長または副編集委員長が、担当編集委員への依頼の前に、投稿論文について掲載が不適切であると判断した場合、協議の上、通常の審査を経ずに掲載不可を決定する「デスク・リジェクション」の制度を設けている。また「担当編集委員が審査委員を選定する前に同様の判断を行った場合」にも、デスク・リジェクションを担当編集委員が編集委員長に具体的な理由を添えて提案し、編集委員長、副編集委員長の協議により提案の可否を決定することもある。(公益社団法人日本心理学会 HP「[デスクリジェクションに関する手続きについて](https://psych.or.jp/publication/desk-rejection)」<https://psych.or.jp/publication/desk-rejection> アクセス日 2020年12月8日)

エディターズ・キックの妥当性をめぐる論点としては、①当該学術雑誌の掲載論文に求められる「性質(研究の対象や方法など)」との一致ないしは乖離(社会福祉学についての論文か、他の学問領域が主眼となる論文か)、②当該学術雑誌の掲載論文に求められる「水準」との一致ないしは乖離、③形式要件・記載事項の不備(当該学術雑誌の掲載論文に求められる基本的事項が記載されていない)などが挙げられるが、『社会福祉学』編集委員会としては、①と②については基本的には査読委員に判断を依頼すべきだと考え、当面は③についてのエディターズ・キックを導入する。なお本件については、2021年1月9日の『社会福祉学』編集委員会ならびに3月13日の日本社会福祉学会理事会で議決されたことを付記しておく。

記

1. エディタズ・キックの対象の暫定的な定義と当面の適用

(1) エディタズ・キックの対象の定義

エディタズ・キックの対象となる「投稿論文が学術論文に必要な形式要件を充たしていない、あるいは記載事項に不備がある」ケースには、以下が該当する。

- ① 研究の目的、視点、方法、倫理的配慮、研究結果、考察が記載されていない
- ② 執筆要領に適合していない(「添付されるべき図表が添付されていない」を含む)
- ③ 量的・質的調査に基づく論文で、調査の対象や方法についての必要な事項(仮説、調査項目、サンプル数、抽出方法、データの収集方法、回収率、集計・分析方法など)が適切に記載されていない

(2) 当面の適用

① 軽微な不充足ないしは不備の場合

投稿論文に上述のような点が若干みられる程度であれば、「軽微な不充足ないしは不備」として「受付不可」とはせず、投稿者による修正を経て、査読を依頼する。

② 相当の加筆や修正が求められる場合

投稿論文に上述のような点が多数みられ、当初の投稿論文からの相当の加筆や修正が求められる場合には、「軽微な不充足ないしは不備」の範囲を超えるものとして、編集委員長・副委員長・担当編集委員の合議により、「受付不可」とする。

2. 『社会福祉学』投稿要領ならびにフローチャートの改正点

(1) 『社会福祉学』投稿要領の改正点

7. 「投稿論文の可否は、『投稿受領から掲載までのフローチャート』に基づく審査により機関誌編集委員会(以下「委員会」)が決定する。」の後に、「なお、投稿論文が学術雑誌掲載に必要な形式要件を充たしていない、あるいは記載事項に不備がある場合には、委員会の判断により、『受付不可』とする場合がある」が追記された。

(2) 『投稿受領から掲載までのフローチャート』の改正点

2. 「編集委員会が、日本社会福祉学会研究倫理規程ならびに日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインに」抵触する事項がないかを確認し、投稿論文についての受付の可否を判断する」の後に「なお投稿要領 8 の『形式要件の不充足・記載事項の不備』に該当する投稿論文を、『受付不可』とする場合がある」が追記された。